　　　薬第３２４６号

平成26年11月4日

各関係団体長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する

規則の施行について（通知）

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年条例123号。以下「条例」という。）第9条に規定する知事指定薬物の指定等については、条例施行規則にて定めているところです。

このたび、条例第9条の規定に基づき知事指定薬物を指定するとともに、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）が施行されることに伴い、平成26年11月4日付けで条例施行規則を一部改正しました。

つきましては、知事指定薬物の適切な取扱いについて、下記事項にご留意ください。

記

１．知事指定薬物の指定

指定された物質

次に掲げる４物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第９条第１項に規定する知事指定薬物として指定しました。

一　１－（２，３－ジヒドロベンゾフラン－５－イル）－２－（ピロリジン－１－イル）ペンタン－１－オン及びその塩類

二　１－（３，４－ジメトキシフェニル）－２－（ピロリジン－１－イル）ヘキサン－１－オン及びその塩類

三　１－フェニル－２－（ピロリジン－１－イル）ノナン－１－オン及びその塩類

四　１－（３，４－メチレンジオキシフェニル）－２－（ピロリジン－１－イル）ヘキサン－１－オン及びその塩類

五　前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

２．薬事法の法律名の変更

薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）の施行により、薬事法の題名が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改められることに伴い、条例施行規則中の法律名を変更します。

３．施行期日

上記１．については平成26年11月5日に、上記２．については、同月25日に施行する。

４．その他留意事項

　条例第10条第2項の「人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途」は条例施行規則第4条で定めているとおりです。また、人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途に係る留意事項等については、「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則の施行について（通知）」（平成25年3月8日付け薬第4126号）の、別紙「知事指定薬物に係る人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途について」としてとりまとめているとおりですのでご留意ください。

大阪府健康医療部薬務課

麻薬毒劇物グループ

　TEL:06-6941-9078（直通）

　FAX:06-6944-6701